

平成二十二年第六回垂井町議会定例会第一日

平成二十二年九月七日（火曜日）

出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	奥	村	耕
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	丹	羽	次
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	若	山	隆	史	君
総	務	永	澤	幸	男	君
企	画	早	野	博	文	君

税務課長 興 慈善君

健康福祉課長 中 村 繁 範 君

住民課長 桐 山 浩 治 君

建設課主幹 竹 中 敏 明 君

兼管理係長 三 浦 高 雄 君

産業課長 中 島 健 司 君

上下水道課長 古 山 則 雄 君

会計管理者兼 吉 田 守 男 君

消 防 主 任 渡 辺 眞 悟 君

教 育 長 乾 賀 清 隆 君

学校教育課長 多 賀 清 隆 君

生涯学習課長 高 木 一 幸

三 職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	高	木	一	幸
書	記	藤	塚	怜	奈		

四 議事日程

平成二十二年第六回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十二年九月七日（火）

午前九時

日程第一 諸般の報告

日程第二 報告第三号 平成二十一年度垂井町健全化判断比率及

び資金不足比率の報告について

日程第三 議第五十二号 専決処分の承認について

日程第四 議第五十三号 垂井町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例の制定について

議第五十四号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第五十五号 平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第三号）

議第五十六号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

議第五十七号 平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

議第五十八号 平成二十二年垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）

議第五十九号 平成二十二年垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十二年第六回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時三分）

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十六日までの十日間といたしたい

が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は十日間と決定しました。なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、九番岩崎秋夫君、十番丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情二件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしておりますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 報告第三号 平成二十一年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

び資金不足比率の報告について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、報告第三号平成二十一年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。町長中川満也

君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第三号平成二十一年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、報告第三号平成二十一年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

もう既に議員の皆様御存じのように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の財政の健全化のための地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度が設けられました。この指標によりまして、財政上の措置を講ずることが義務づけられているところでございまして、こととしてこの健全化法が施行されまして三年目を迎えるところでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下「財政健全化法」と申し上げますが、第三条第一項におきましては健全化判断比率、それから第二十二条第一項におきましては資金不足比率を報告するものでございます。

資料といたしまして、平成二十一年度垂井町健全化判断比率・

資金不足比率の報告書の次に、それぞれ対象となる会計区分、それからこの判断比率・資金不足比率を算出するための算式、あるいはどういったことをこの指標に基づいて考察するのかといった視点が、別添のとおりつけてございます。それぞれこれから説明をさせていただきますが、この健全化判断比率、それから資金不足比率につきましても、ある一定の数値を出させていただきまして、それが垂井町の基準に基づいて健全なのか否かを判断するものでございまして、数字的には単純なものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それでは早速説明をさせていただきますと存じます。まず最初に、健全化判断比率から説明をさせていただきますと存じます。

こちらにつきましては、健全化判断比率の指標といたしましては実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が判断比率の対象となっております。実質赤字比率につきましては、一枚はねていただきますと御存じのように普通会計と申しております、決算統計ベースの会計、いわゆる一般会計とそちらに記載してございます、住宅新築資金等貸付事業特別会計、並びに不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計が対象となっております。

こちらの対象とした会計の実質赤字、いわゆる赤字となった部分でございますが、こちらの数字がちよっと難しい言葉でございますが、標準税率で算定した税収入額と地方道路譲与税など、税外収入に地方交付税を加えた額、いわゆるこれを財政上の用語で標準財政規模と申し上げてございます。こちらにつきましては、

今回お配りしてございます、平成二十一年度の決算資料の中にも出てきておりますが、この標準財政規模といった数値に対してどのような比率になっておるのかといったものでございます。また、この標準財政規模につきましては、今後、この連結実質赤字比率以下の数値の算式にも、この数値を算定根拠として使ってまいります重要な数値でございますし、また、垂井町のいろんな数値を算出する一つの根拠数字にもなっておりますところでございます。

さて、ちょっと話が横道にそれましたが、この実質赤字比率でございます。こちらにつきましましては黒字か赤字かを判断するものになっておりますが、報告書のとおり会計上は黒字ということになっておりますので、赤字としての指標をあらわすことができませんので、バー表示とさせていただいております。

それから参考でございますが、健全化判断比率の右側に参考といたしました、垂井町の早期健全化基準というのを設けております。これは、垂井町の財政規模に応じまして、一定の算出式に基づきまして求められた数字でございます。こちらの方につきましては、年々若干数字が変わってこようかと思っております。こちらの数字と照らし合わせて、この健全化判断比率が数字として出た場合に、垂井町の健全化としてはいかなるものかというようなことの判断の一つの材料にするものでございます。したがって、先ほども御説明いたしましたように、実質赤字比率につきましましては、赤字がないというようなことから、この判断比率を求めることができないうことでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。

こちらページをめくっていただきますと、どこの会計まで及

ぶかということでございますが、こちらにつきましては、公営企業会計まで及ぶものでございます。こちらにつきましても全会計を対象とした実質赤字、いわゆる赤字の部分でございますが、それが標準財政規模に対する比率でどうなのかといったことを判断するものでございますが、こちらも全会計を合計いたしましたも実質赤字がないということから、その赤字としての指標をあらわすことができませので、バー表示とさせていただいたところでございます。こちらにつきましましては、平成十九年、それから二十年の決算につきましても同じ表示の仕方でございます。

続きまして、実質公債費比率でございます。

こちらの会計区分につきましては、普通会計を初め公営企業、それから一部事務組合等までの会計が対象となっております、一般会計等が負担する元利償還金、それから公営企業債の償還の財源に充てられたと認められる一般会計から特別会計に繰り出された起債分でございます。これを準元利償還金というふうな形で申し上げておりますが、こちらの合計の額が標準財政規模に対する比率の三年度間の平均でどうなのかということでございます。今年度につきましましては一三・一％という数字が出ております。ちなみに三年度間の平均ということでございますので、平成十九年につきましましては一四・七でございまして、それから、平成二十一年度につきましましては一四・七と、もともと細かく数字もございまして、小数点第二位までで繰り上げさせていただきますが、そういったことで、平均をして一三・一とさせていただいたものでございます。

参考までに、これも早期健全化基準といたしまして、右側に垂井町の早期健全化基準というものをお示しさせていただいておりますが、こちらにつきましては、垂井町の場合は今のところ二五%が基準であるというような結果に出ておりまして、こちらと照らし合わせますと、まだ健全であるというような判断ができればどうかといったところでございます。

ちなみに、この実質公債費比率でございますが、それでは過去三年間のそれぞれの年度間の平均はどうだったのかといえますと、平成十九年度につきましては一〇・九%でございました。それから、平成二十年度につきましては一二・六%でございましたが、この数字につきましては、別添でつけさせていただいております。監査委員さんの意見の中にも出てきております。平成十九年度から二十一年度までは、こういった推移をしておるといったところでございます。

それでは、これが年々増加傾向にあるわけでございますが、どういったものが主な要因になっておるかと端的に申し上げますと、起債の償還部分でございます。特に、起債の償還の中でも、臨時財政対策債の償還の割合が高くなってきておるといったことから、年々若干でございまして増加傾向にあるということでございますが、こちらの増加傾向につきましては、後ほど御説明いたします。将来負担比率につきましても影響が出てきております。

それでは、早速将来負担比率の説明に入らせていただきますが、こちらの会計区分につきましては、今まで会計区分のイメージとしてお示しをさせていただいた中でもすべての会計プラス垂井町の土地開発公社の会計区分も対象にしますといった縛りになって

おるところでございます。こちらにつきましては、一般会計等が将来にわたりまして負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。平成二十一年度決算におけます当町の将来負担比率でございますが、五六%という数値が出てきております。昨年、一昨年と比較いたしますと十四、五%下がっております。こういった現状でございます。これはどういったことかと申しますと、起債の償還の割合が高くなってきておるといったことを先ほど申し上げましたが、いわゆる起債の発行額が償還額よりも少ないといったことをあらわしているものというふうに分析をしているところでございます。早期健全化基準が三五%という非常に高い数字が出ておりまして、この五六%という率につきましては、垂井町におきましてはまだ健全であるというような判断ができるのではなからうかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、その下の資金不足比率でございます。こちらにつきましては、会計区分といたしましては水道事業会計、それから簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計の四つの会計が対象になっておるところでございます。公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございますが、いずれの会計も黒字決算であることから資金不足が生じておらない、そういったことで指標としては算出できないということからバーでお示しをさせていただいております。

以上、垂井町の健全化判断比率・資金不足比率について簡単に御説明させていただきましたが、全般的に申しますと、早期健全

化基準等々と比較をしまし、健全な経営がなされておるといったことが判断できるのかというふうと考えているところがございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。
議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 計算の仕方なんです、実質公債費比率の中で準元利償還金をプラスとかマイナスとか、分母、分子でやっているんですが、今、二ページに書いてあるんですが、その中の準元利償還金の中の内訳で、B一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものがあるんですが、一般会計から繰り出したか今ちよつとわかりませんので、覚えていないので、その割合をまず教えてください。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 六番議員の御質問の実質公債費比率の中の、この計算式の中の、Bの一般会計等から一般会計等以外の特別会計繰出金のうち、公営企業債の償還の財源として充てられたと認められるものがございますが、先ほども少し公債費比率の中で御説明させていただきましたが、これを総称して準元利償還金と申しております、いわゆる水道事業会計、あるいは下水道事業会計等におきましてそれぞれ起債があるわけでございますが、

その起債の償還のために垂井町から繰り出してそちらの方に充てられる金額のものでございますが、そのうちの割合というふうなことでございましたが、この割合というような形では、今回計算式の中では求めておりません。したがって、数値でちよつと報告をさせていただきますが、こちらの部分につきましては、いわゆる分母になります準元利償還金に係ります基準財政需要額算入額でございますが、こちらにつきましては七億七千四百五十一万八千円という数値で計算をしております。それから、分子に当たります準元利償還金に係ります基準財政需要額算入額につきましては、八億四千六百二十八万二千円の数値を上げさせていただいております。

以上、割合ではございませんが、数値的なことで報告させていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） この分子と分母ですが、同じ言葉ですが金額が違うというのが初めてわかりましたが、私が聞きたかったのは、一般会計から下水道特別会計に繰り出しをし、そのうち下水道債の償還に充てたのが幾ら、それから運営に充てたのが幾らと、それを聞きたかったわけでありまして、その辺をよろしくお願ひします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 六番議員の再質問にお答えさせていただきます。

だきたいと思えます。

大変説明不足で恐縮でございますが、今回、垂井町決算資料を配付をさせていただいた中に、六ページに公営企業会計への繰り入れ状況というような指標といいますが、数値も載せさせていただいております、公共下水道事業につきましては三億四千万、建設費につきまして三千四百三万六千円、それから公債費財源繰り入れといたしまして三億五百九十六万四千円の繰り出しを行っております、この公債費に係ります財源の繰り入れにつきましては、今申し上げました三億五百九十六万四千円でございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これをもって質疑を終結いたします。

日程第三 議第五十二号 専決処分承認について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第五十二号専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第五十二号専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る七月十五日の落雷によります農業集落排水処理施設の復旧のための予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第百

七十九条第一項の規定により、平成二十二年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）を八月二日に専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長中島健司君。

〔上下水道課長中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程のありました議第五十二号の専決処分の承認につきまして、補足説明申し上げます。

七月十五日夕方になりました落雷により、府中地区の一部、並びに梅谷地区で停電が発生したところであります。その折に、北部第一農業集落排水施設前の電線に落雷があり、その落雷により施設内の自動通報装置の基板及び電磁弁が損傷を受けました。至急、北部第一の農業集落排水施設の機能を復旧させるため、災害復旧費に要する経費の予算措置を講ずることが必要となりましたので、八月二日に農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）を専決させていただいたところでございます。今回、この専決について議会の承認を求めるところでございます。

表紙でございます。第一条でございます。歳入歳出それぞれ三十九万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三千二百八十九万円とするものでございます。

それでは詳細について、事項別明細で説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出の六ページをござんいただきたいと思います。

款六災害復旧費、項一農業集落排水施設災害復旧費、目一農業集落排水施設災害復旧費、節十一需用費でございますが、自動通報装置の基板及び電磁弁に被害が発生しましたので、災害復旧費としまして三十九万円を計上させていただきます。

次に五ページでございます。歳入でございます。

款六諸収入、項二雑入、目一雑入、節二給付金でございますが、財団法人全国自治協会の建物災害共済給付金三十九万円を受け入れるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 落雷による被害というのは、昨年から昨年も、たしか伊吹の農業集落排水施設であったと思うんですが、そういうのに予防をするというか、そういうふうな措置は講じられないものでしょうか。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長中島健司君。

〔上下水道課長中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 六番議員の御質問にお答えいたします。

今回の落雷に関しまして、施設前の電線に雷が落ちたということ聞いております。誘導されて被災したものであります。従来から避雷器といまして、回路中に意図的に絶縁の弱い部分を

つくり、電気機器を保護する装置はつけてありますけれども、今回の雷につきましては、ちょっと予想ができないような状況が起きましたので、今回被害をこうむったということでございます。

完全な防衛は難しいものと考えておりますが、少しでも被害を最小にすることを一つの対策として、避雷器の方を設置させていただいております。そのほかには、御存じのとおり、保険等によりまして事後のカバーをしていくということで対策を考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十二号専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第四 議第五十三号 垂井町条例の左横書き及び用語等の統

一 に関する措置条例の制定について

議第五十四号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する

条例の一部改正について

議第五十五号 平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第三号）

議第五十六号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

議第五十七号 平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

議第五十八号 平成二十二年垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）

議第五十九号 平成二十二年垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第五十三号垂井町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例の制定についてから議第五十九号平成二十二年垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第五十三号から議第五十九号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第五十三号垂井町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例の制定につきましては、現にある垂井町条例を左横書きに改め、あわせて用語・用字・送り仮名等の統一を図るものであります。

議第五十四号垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、垂井町営垂井駅南駐車場の料金体系の見直

しを行うものであります。

議第五十五号平成二十二年垂井町一般会計補正予算（第三号）につきましては、依然として厳しい経済状況の中、地域経済の活性化を踏まえ、町有財産である施設の延命化を図る補修工事や業務委託による雇用と需要の創出に取り組むものでございます。今回の補正は二千三百一十万円の追加で、予算総額は八十一億二千五百一十四千円となります。

補正いたしますものは、総務費では、災害対策等に係る工事請負費、集会所の設置事業に係ります補助金の増額、また、平成二十四年評価替えに伴う不動産鑑定業務に係ります委託料の増額措置をいたしました。

民生費では、老人福祉施設関係の補助金の減額措置と、児童福祉施設の改修に係る設計委託料の増額措置をいたしました。

衛生費では、斎場の修繕に伴う需用費と、過年度分国庫返還に伴います償還金の増額、また、ごみ減量化に向けた事業に係ります経費の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、農地法の改正による農地基本台帳の整備に係ります経費の増額措置をいたしました。

土木費では、適正な道路環境等の整備に係ります経費の増額措置をいたしました。

消防費では、消防施設の整備と、災害対策に係ります経費の増額措置をいたしました。

教育費では、学校、公民館等の施設の維持補修に係ります経費と、学生が全国大会等へ出場する際の補助金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第五十六号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は二千六百七十四万円の追加で、予算総額は二十七億四千八百六十二万円となります。

補正いたしますものは、高額療養費システム改修に係る委託料と、平成二十一年度精算に伴う返還金の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第五十七号平成二十二年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は八十九万八千円の追加で、予算総額は百四十九万八千円となります。

補正いたしますものは、平成二十一年度精算に伴います一般会計への繰出金の増額と予備費の減額をするもので、財源につきましては、国庫支出金と繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

議第五十八号平成二十二年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は二十七万三千円の追加で、予算総額は三千三百六十六万三千円となります。

補正いたしますものは、伊吹農業集落排水事業に係ります需用費と工事請負費を増額するもので、財源につきましては、分担金及び負担金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第五十九号平成二十二年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は二十万

八千円の追加で、予算総額は二億九千二十万八千円となります。

補正いたしますものは、平成二十一年度精算に伴います一般会計への繰出金の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私の方からは、議第五十三号でございます垂井町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

垂井町条例の左横書き及び用語等の統一に関する措置条例でございます。

第一条でございますが、こちらの条文につきましては、今回制定をさせていただきます条例の目的を掲げているところでございます。垂井町条例を左横書きに改めるのに伴い、用語、用字、送り仮名等、統一を図るために条例を制定する旨の目的でございます。

続きまして第二条でございます。条例を左横書きに改めることとする規定と、各号におきまして左横書きに改める場合の法制執務上のルールを規定しているものでございます。

続きまして、一枚おめくりいただきたいと存じますが、第三条第一項でございます。こちらにつきましては、条例に用いられております用語等の統一を図るものでございますが、内閣官房長官

通知でございますが公用文における漢字使用等についてなどに基づきまして、別表によりまして語句等を改める旨の規定を行っているものでございます。

続きまして第二項でございます。こちらにつきましては、拗音、それから促音、非常に難しい言葉でございますが、具体的に申しますと、拗音につきましては、「きゃ・きゅ・きょ」といった小文字の扱い、それから促音につきましては、言った、あつたとか言いました、その間にあります「っ」の小さい文字でございます。そちらに掲げてございます、「や・ゆ・よ・つ」の表記につきましては、こちら昭和六十三年内閣法制局総発第百二十五号に基づきまして、その内容を変えることなく小書きとするものでございます。

続きまして第四条でございます。こちらにつきましては、見出しの整備ということでございますが、条例の中には見出しがされていない条がございます。そちらに共通の見出しをつけていくものでございます。

続きまして第五条でございます。法令及び例規の引用ということで、条例の条文中引用した法令については、表示を統一する旨の規定を行うものでございます。

第二項につきましても、同じように条文中に引用した条例等の表示を統一する旨を規定するものでございます。

続きまして第六条でございますが、こちらにつきましては、条例中の別表及び様式に係るものでございますが、関係条名の記載のないものにつきましては、関係条名を付するものとする規定でございます。

第七条でございますが、第二条から前条までに規定するもののほか、条例中の表記でございますが、句読点や括弧書きに付したり削除したりする体裁についても、内容を変えることなく統一していく旨を規定するものでございます。

第八条でございますが、こちらにつきましては準用規定でございます。今回のこの条例の制定につきまして、垂井町の規則、規定、要綱等につきましても、この場合におきまして「条例」とあるのは「規則」等と読みかえるということで、すべての規定につきまして、この条例に基づきまして左横書きに行ってまいります。そして、同じように用語等の統一を図る旨を規定するものでございます。

第九条でございますが、委任の項でございます。こちらにつきましては、この条例に定めるもののほか、用語等の統一につきまして、必要な事項につきましましては町長が別に定める旨を規定したものでございます。

続きまして附則でございますが、この条例につきましては、平成二十二年十月一日から施行をしまいたいと思っておりますので、よろしく御審議賜りまして御理解いただきましますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 建設課主幹兼管理係長竹中敏明君。

〔建設課主幹兼管理係長竹中敏明君登壇〕

建設課主幹兼管理係長（竹中敏明君） ただいま上程されております建設課所管に係る議第五十四号垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、補足説明申し上げます。あわせて、事務局作成の新旧対照表をこらんいただきたいと思

ます。

本条例は、垂井駅南駐車場と北駐車場の利用について定めたものでありますが、今回の改正につきましては、垂井駅南駐車場の料金設定につきまして、これまで利用時間が一時間を超えた場合、一日五百円としていたものを、利用者の利便性を考慮いたしまして五時間以内は一時間につき百円とするものです。

それでは改正内容であります。第六条、ここは料金の額等の規定であります。第一項で駐車料金は別表に定めるところとなっており、別表中垂井駅南駐車場は、一台につき利用時間が一時間以内の場合にあつては百円、利用時間が一時間を超える場合にあつては一日一回につき五百円となっているものを、一台につき利用時間が五時間以内の場合にあつては一時間につき百円、利用時間が五時間を超える場合にあつては一日一回につき五百円に改めるものです。

なお駅北駐車場につきましては、従来より利用時間が三時間以内の場合は一時間につき百円、三時間を超える場合は一日一回三百円となつておりますので今回の改正はいたしません。

附則は、施行期日につきまして平成二十二年十月一日から施行する旨の規定であります。

以上、議第五十四号に係ります補足説明とさせていただきます。
議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは議第五十五号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第三号）について補足説明をさせていただきます。

議案のページでございますが、第一条でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千三百一十万円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ八十一億二千五百一十四千円とさせていただきます。

第二項でございますが、ページをはねていただきますと、歳入歳出予算補正款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算をお示しさせていただいておりますので、またあわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは細部にわたりまして説明をさせていただきます。

事項別明細の歳出でございますが、ページにつきましては七ページをお開きいただきたいと存じます。

款二総務費、項一総務管理費でございます。目五財産管理費でございますが、こちらにつきまして節十五工事請負費、庁舎災害対策用屋外水銀灯設置工事でございます。こちらにつきましては、夜間の災害等に備えまして災害対応の作業能率を高めるため、庁舎北側の駐車場の明るさの確保を図つてまいりたいと、そういったことから照明器具、千ワットのものでございますが、二つついているものを二カ所設置をしまいたいと考えているところでございます。それから二番の庁舎の網戸新設工事でございますが、こちらにつきましては、庁舎の環境衛生の向上と、それから電気料等の削減のために、窓に網戸を設置してまいりたいという予算計上でございます。合わせまして三百四十七万八千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして目十の諸費でございます。節十九負担金、補助及び

交付金でございますが、こちらにつきましては集会所設置事業等の補助金でございます。不破中前集会所でございますが、こちらが下水道につながる込みとあわせてトイレの改修を行いたい旨の要望がございます。そちらの改修費。それから東大滝集会所でございますが、こちらの道路からの入り口部分の段差の解消、あるいは玄関前の段差の解消、バリアフリー化と、それから施設内の物品整理棚の設置を予算化するものでございまして、合わせまして百七万八千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして同じく款二総務費、項二徴税費、目二賦課徴収費でございます。節十三で委託料でございますが、標準宅地不動産鑑定業務委託料ということで、冒頭、町長からも提案説明がございましたが、平成二十四年度の評価替えに向けまして、岐阜県土地評価協議会におきまして、西濃圏域の宅地価格を調整するために町内におきます標準宅地の不動産鑑定を委託により行うものでございます。四百八十一万九千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款三民生費、項一社会福祉費、目五老人福祉費、節十九の負担金、補助及び交付金でございます。老人福祉施設スプリンクラーの整備費補助金ということで、特別養護老人ホームいぶき苑へのスプリンクラーの整備事業に係ります県の補助金でございます。こちらにつきまして、当初町の歳入で受け入れて町の歳出で交付するといったトンネル的な作業を行う予定をしておいたわけがございますが、県からの直接事業主への交付金ということになりまして、今回四千七百八十二万円の減額を行うものでございます。

続きまして、款三民生費、項二児童福祉費、目二児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、節十三委託料でございますが、いずみの園の改修設計業務委託料でございます。施設の老朽化でございますが、屋根、雨どい等の老朽化によりまして、雨漏りがあるといったことから、こちらの改修に伴います、どこから雨漏りがあるのかといったことも調査しなければなりません。そういったことも含めながら設計業務を委託するものでございまして、六十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款四衛生費、項一保健衛生費、目五環境衛生費でございます。節十一で需用費でございますが、修繕料でございます。こちらにつきましては三十九万九千円の補正予算をお願いするわけでございますが、内容につきましては斎場の通夜室でございます。セレモニーホールの北側にございます通夜室の壁を塗りかえてまいりたいと。といいますのは、今、照明器具を変えさせていただきましてある程度の明るさを保っておるところでございますが、利用者の方から壁もやっぱり変えていただいた方がもっと明るくなるといった要望もございまして、そういったニーズを踏まえながら、今回、この修繕でもって壁を塗りかえるものでございます。

続きまして、目六の保健センター費、節二十三償還金、利子及び割引料でございます。過年度分の国庫返還金でございますが、こちらにつきましては平成二十一年度の女性特有のがん検診推進事業費の精算に伴います国庫負担分の返還金でございます。三十一万五千円の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、款四衛生費、項二清掃費、目三塵芥処理費でござ

います。こちらにつきましては年度途中でございますが、ごみの減量化、それからリサイクルのモデル事業を展開してまいりたいということ、まず一つの事業といたしましては、ある一定の世帯を特定させていただきまして、一定の期間、可燃ごみ、資源ごみを徹底して分別した結果、どのようにごみの組成分析、それから量になるかといった調査をその世帯にお願いしていくものでございます。それから、資源化ごみを収集するための移動的なストックヤードを設けまして、ごみ減量に取り組んでおられる住民団体の協力を得ながら、リサイクルセンターのモデル的なものを実施してまいりたいというような事業を展開していくということでございますが、節八の報償費でございますが、そういった各世帯を特定した方への報償費でございますが五万円、それからリサイクル体験モデル事業報償費といたしまして、各団体の方にお願いますものがございますが、報償費につきまして十万円、合計いたしまして、十五万円の予算計上をお願いするものでございます。続きまして、節十一の需用費でございます。こちらにつきましては、このモデル事業を実施していくための消耗品につきまして四十万四千円。それからこのモデル事業を実施していくための会議費のお茶でございますが五万円、合計いたしまして四十五万四千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、節十七公有財産購入費でございます。三百六十二万五千円の補正予算をお願いするわけでございますが、こちらにつきましては、御存じのように岩手下町地内におきまして予定しておりますエコパーク敷地に隣接をいたします私有地が二カ所ございます。そちらの面積が合計で五百九十四・一六平米ございま

して、そちらの土地を地権者の方からおおむね合意を得ておりますので、そちらの土地購入費を上げさせていただいたところでございます。

続きまして、節二十二補償、補填及び賠償金でございますが、四十万円の補正予算をお願いするところでございますが、これにつきましては、先ほど公有財産購入費でお話を申し上げましたように、土地を購入するに当たりまして、その土地の上に立木が若干ございまして、そちらの立木の補償等をさせていただくものでございます。

続きまして、款六農林水産業費、項一農業費、目一農業委員会費でございます。こちらにつきましては節四共済費でございますが、労働保険料ということで、後ほど御説明をさせていただきますが、農地法改正によりまして農地基本台帳システムに新たなデータを入力していかなければならないといった事態になりまして、臨時職員を雇用する場合の労働保険料でございます。

それから節七賃金でございますが、今、お話し申し上げましたように臨時職員の賃金でございますが、四十五万八千円を補正予算として行うものでございます。

続きまして、節十三の委託料でございます。こちらにつきましては農地法改正に伴います農地基本台帳システムの改修に係る経費でございます。今回百十四万七千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款八土木費、項一土木管理費、目一土木総務費でございます。節十三の委託料でございますが、未登記処理業務委託料ということで、道路改良等に伴います未登記処理業務の委託

料でございます。見込み額を二百四十一万一千円とさせていただきます。既決額百七十七万二千円でございます。差し引きいたしまして六十三万九千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、同じく款八土木費、項二道路橋りょう費、目三道路新設改良費でございます。こちら節十三の委託料でございますが、道路新設改良測量設計業務並びに地積測量業務委託料を計上しておるところでございます。表佐百四号線の用地測量業務、それから綾戸六十号線及び梅谷地内の道路改良測量設計業務を予定しております。既決予算額千三百十万円に対しまして、見込み額千五百八十万円の今年度の予算といたしまして、差し引き二百七十万円の補正予算をお願いするものでございます。この道路等の位置図につきましては、別添で資料として垂井町の地図をお配りしておりますが、そちらも参考にしていただけるとよろしいかと存じます。

続きまして十五の工事請負費でございます。こちらにつきましては道路・舗装・路測改良工事でございます。舗装改良につきましては宮代百十四号線ほか二路線を、また、路測改良につきましては垂井九十六号線ほか八路線を予定しております。こちらにつきましても別添の詳細図を参考にさせていただきたいと存じます。既決額一億八百万円に対しまして、見込み額一億二千四百三十万円の今年度の予算となるものでございまして、差し引き一千五百七十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして節十七の公有財産購入費でございます。こちらにつきましては、表佐百四号線及び梅谷地内の道路改良に伴います用

地の購入でございます。三百万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、節二十二補償、補填及び賠償金でございますが、こちらにつきましては、道路改良に係ります物件移転補償費でございますが、既決額三百六十万円に対しまして見込み額一千六十万円としておりまして、差し引き一千二百五十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款八土木費、項二道路橋りょう費、目四橋りょう維持費でございます。こちらにつきましては節十五工事請負費二百九十万円をお願いするものでございますが、垂井四号線新桜橋の塗装改良工事でございます。こちらにつきましては、実施設計によりまして工事費に増額が生じました。その関係で二百九十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款八土木費、項四都市計画費、目八駅周辺整備費でございます。こちらは節十三の委託料でございますが、駅南駐車場金プログラムの変更業務委託料ということで、先ほど条例改正にも提案がございました駐車料金の精算に係ります精算機のプログラムの変更を委託するものでございまして、三万七千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款九消防費、項一消防費、目二消防施設費でございます。節十五の工事請負費でございますが、防火水槽の修繕工事ということでございまして、府中の第四自治会でございまして、御旅社の入り口付近の道路東側の部分に面して設置されております防火水槽でございますが、こちらの方に水漏れがあるということで修繕を行うものでございます。百四十万円の補正予算をお

願いするものでございます。

続きまして、目三水防費でございます。節十一需用費でございます。こちらにつきましては修繕料でございますが、表佐地藏橋のたもと右岸側にございます水防倉庫でございます。そちらの塗装が、もう既に十年以上経過しておりまして、相当塗装の劣化が進んでまいりまして、そちらの方の修繕を行うということでございます。見込み額五十一万円、既決額一万円でございます。五十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、目四災害対策費、節十八の備品購入費でございます。こちらにつきましては災害対策用品一式ということでございますが、これにつきましては過去からの反省といえますか、そういったことを踏まえながら予算計上させていただくものでございますが、災害が夜間発生したりなんかしますと役場職員が現地へ向かうわけでございますが、そういった場合の住民の方、あるいは自動車の誘導灯がまだ町内に備えておりません。そういった誘導灯、それから道路の交通規制をしますバリケード、あるいは高出力のメガホン、こちらを購入して災害対策に備えてまいりたいということで、五十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款十教育費、項二小学校費、目一学校管理費、節十五の工事請負費でございます。まず一つ、宮代小学校のフジ柵でございます。ことし防災訓練が宮代小学校で行われましたが、もう議員の方で感づかれた方も見えになるうかと思えますが、非常にあそのフジ柵が老朽化してまいりまして、上のフジを支えることが非常に難しくなってきた状況が見受けられている

というようなことから、このフジ柵の改修をしてまいりたいと考えておるところでございます。これにつきまして百七十六万四千円の補正予算をお願いするものでございます。それから合原小学校の体育館、校舎の一部分で雨漏れがございます。そちらの改修を行ってまいりたいということで、これにつきましては二百二十五万円予算計上させていただいております。それから岩手小学校のプール附属棟、更衣室とかトイレの柱脚、それから監視棟の柱脚が劣化してきておりまして、こちらの方の改修も行つてまいりたいということで三十二万八千円を予算計上しておるわけでございますが、合計いたしました四百三十四万二千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款十教育費、項三中学校費、目一学校管理費でございます。こちらにつきましては、節十五の工事請負費でございます。二百二十万八千円の補正予算をお願いするものでございますが、一つ目は不破中学校の格技場の床の改修工事でございます。こちらの床が割れるというような破損がございまして、そちらの工事をさせていただく。それから北中学校におきまして、生徒の通用口のアリーナ、アクリドームでございますが、そちらに転落防止用のためのメッシュをかぶせてまいりたいということで、合計二百二十万八千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、節十九負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては東海大会及び全国大会に出場する選手への補助金でございます。東海大会につきましてはバドミントン、水泳、陸上の三種目で参加しておりまして、三重県鈴鹿市ほかで行われるところでございます。それから全国大会につきましては、

バドミントンでございます。こちらは岡山県の倉敷市で行われるというところで、当初の予算が四十万円でございますでしたが、見込みといたしまして五十六万八千円ということで、十六万八千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款十教育費、項四幼稚園費、目一幼稚園費でございますが、工事請負費で百二十八万七千円の予算計上でございますが、こちらにつきましては垂井幼稚園のプランク改修工事ほかでございます。今現在、四連のものでございますが、二連とさせたいにつきまして、安全さを設けてまいりたいと。それと、宮代小学校のグラウンドの南側にございますフェンスを撤去する予定を今年度しております。その撤去したフェンスを、この垂井幼稚園の園舎の南側に設置するものでございます。続きまして、東幼稚園の受水槽についてでございます。自動給水装置のポンプの取りかえ工事でございます。ポンプがさび、腐食によりまして修繕不能でございます。こちらのポンプを取りかえるもので、百二十八万七千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、款十教育費、項五社会教育費、目三公民館費でございます。こちらにつきましては節十一の需用費、修繕料でございますが、中央公民館二階女子のトイレの便器の取りかえでございます。そのほか、各地公民館の小修繕でございますが、見込み額二百八十九万二千円に対しまして、既決額百十三万二千円でございます。差し引き百七十六万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、節十五の工事請負費でございますが、こちらにつきましては中央公民館屋上の屋根でございますが、そちらに融雪

設備を設置してまいりたいと。といいますのは、御存じのように、過去中央公民館の屋根から東側の民家の方に雪の塊が落ちまして、屋根と構築物を破損させたことがございます。そちらを何とか防置したいということで、今回そうした融雪装置を設置していくものでございます。七十六万円の補正予算でございます。

続きまして、目十のタイルピアセンター費でございます。こちらにつきましては節十五の工事請負費、タイルピアセンターの屋上の防水工事を行ってまいりたいということでございますが、こちらの施設につきましては、開館以来十六年を経過しております、防水機能が損なわれる箇所も見受けられるようになってまいりました。全体的に改修が必要と考えられるところでございますが、今回、破損状況が著しい箇所を修繕してまいりたいと考えているところでございます。こちら三百六十万円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございます。六ページでございますが、款十四県支出金、項二県補助金、目二民生費県補助金、節六老人福祉費県補助金でございます。こちらにつきましては介護基盤緊急整備等事業費補助金でございます。先ほど歳出の方でも御説明させていただきましたが、特別養護老人ホームへのスプリングラーの補助金でございます。こちら減額の補正でございますが、歳出と同じ四千七百八十二万円の減額を行うものでございます。

続きまして、目五農林水産業費県補助金でございます。節一農業費県補助金でございますが、こちらにつきましては、先ほども歳出の方で御説明をいたしました。農地法改正に伴います農地

基本台帳システム改修に係る県補助金でございます。九十七万六千円の補助金を受け入れるための補正を行うものでございます。

続きまして、款十六寄附金、項一寄附金、目十教育費寄附金でございます。節一で教育費寄附金でございますが、五十万円の補正をお願いします。こちらにつきましては、太平洋工業株式会社の創設八十周年を記念しての寄附金でございます。工場等が設置してある関係市町村へ青少年の健全育成のための寄附金ということで受け入れるものでございます。

続きまして、款十七繰入金、項一特別会計繰入金、目一老人保健医療特別会計繰入金でございます。節一老人保健医療特別会計繰入金で九十万二千円の補正予算をお願いします。こちらにつきましては平成二十一年度分に係ります老人保健医療の精算による町への返還金を受け入れるものでございます。

続きまして、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金、節一繰越金でございますが、こちらにつきましては六千八百五十五万三千円の補正予算をお願いします。歳出の財源の確保と収入の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります垂井町国民健康保険特別会計、垂井町老人保健医療特別会計、並びに垂井町後期高齢者医療特別会計、それぞれの補正予算について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第五十六号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別

会計補正予算（第二号）でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千六百七十四万円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十七億四千八百六十二万円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出六ページをござらん願います。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費、節十三委託料百三十八万六千円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、高額療養費支給管理システム改修委託料の追加をお願いします。診療報酬請求書の記載要領等についての一部改正により処方せん様式等の見直しが行われたことに伴い、システムの改修を行うものでございます。

続きまして、款十一諸支出金、項一償還金及び還付加算金、目一償還金及び還付加算金、節二十三償還金、利子及び割引料二千五百三十五万四千円の増額補正をお願いします。これにつきましては、平成二十一年度分の額の確定に伴いまして精算を行うものでございます。過年度国県支出金返還金につきましては、療養給付費負担金、老人保健医療費拠出金負担金、出産育児一時金補助金の精算に伴う返還金、千七百七十九万六千円でございます。過年度療養給付費交付金返還金につきましては、退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴います。社会保険診療報酬支払基金への返還金七百五十五万八千円でございます。

続きまして、歳入五ページでございますが、款十項一目一節一繰越金二千六百七十四万円でございますが、前年度繰越金により

収支の均衡を図った次第でございます。

以上、垂井町国民健康保険特別会計補正予算についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第五十七号平成二十二年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）でございます。

補正予算の概要につきましては、平成二十一年度の老人保健医療特別会計に占めます老人医療費の精算に伴うものでございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八十九万八千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四十九万八千円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明させていただきますが、歳出六ページをごらん願います。

款三諸支出金、項二繰出金、目一一般会計繰出金、節二十八繰出金九十万二千円の補正をお願いするものでございますが、平成二十一年度の老人医療費及び事務費につきまして、精算に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

続いて、款五項一目一節二十九予備費でございますが、収支の均衡を図るため四千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入五ページでございますが、款二国庫支出金、項一国庫負担金、目二医療費負担金、節二過年度分、千円でございますが、精算に伴い国から受け入れるものでございます。

続いて、款五項一目一節一繰越金八十九万七千円につきまして、前年度繰越金でございます。

以上、垂井町老人保健医療特別会計補正予算についての補足説

明を終わらせていただきます。

続きまして、議第五十九号平成二十二年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）でございます。

今回の補正予算は、平成二十一年度国庫補助金の確定に伴います精算でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十万八千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億九千二十万八千円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明させていただきますが、歳出六ページをごらん願います。

款四諸支出金、項一償還金及び還付加算金、目一償還金及び還付加算金、節二十三償還金、利子及び割引料二十万八千円の補正をお願いするものでございますが、平成二十一年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算に伴い、国に対する返還金でございます。

続いて、歳入五ページでございますが、款五項一目一節一繰越金二十万八千円でございますが、前年度繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、三つの特別会計についての補足説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長中島健司君。

〔上下水道課長中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 上程のありました上下水道課に係ります議第五十八号平成二十二年度垂井町農業集落排水事業特別

会計補正予算（第二号）の補足説明をさせていただきます。

今回の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、伊吹農業集落排水事業区内で新たに集落排水への加入申し込みがあったことによります工事費と、雷対策としまして避雷器の設置を行います補正でございます。雷対策としましては、従来から部分ごとに避雷器を設置してありますけれども、今回、自動通報装置の部分にも避雷器を設置したいということで補正でございます。

議案書の表紙でございます。第一条でございます。歳入歳出それぞれ二十七万三千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三千三百十六万三千円とするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細の歳出でございます。一番最後の六ページでございます。

款二管理費、項一維持管理費、目一維持管理費、節十一需用費十六万三千円と節十五工事請負費十一万円の補正をお願いするものでございます。

需用費の十六万三千円につきましては、伊吹の施設に雷対策といたしまして避雷器を設置するものでございます。雷を初めとする異常電圧から電力系統を保護する装置を設置するためのものでございます。

続きまして工事請負費の十一万円につきましては、伊吹の集落排水への加入申し込みがあったため、公共ますを設置するための工事費でございます。

歳入五ページでございます。財源は、施設を使用しようとする方に納入をいただくもので、垂井町農業集落排水処理施設の設置

及び管理に関する条例の規定に基づきまして十五万円と、住宅用に供する土地の敷地面積一平米につき二百五十円として計算した額を加算した金額と工事納付金であります。

款一分担金及び負担金、項一負担金、目一農業集落排水事業負担金、節一加入金十六万四千円であります。見込み額と既決額千円との差額を計上いたしました。

節二工事納付金は、ます設置に係ります工事費を受け入れるものでございます。見込み額と既決額二千円の差額十万九千円を計上したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますおります各議案は精読のため、審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第五十三号から議第五十九号までの各議案は精読のため、審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午前十時二十九分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 岩崎秋夫

議員 丹羽豊次

